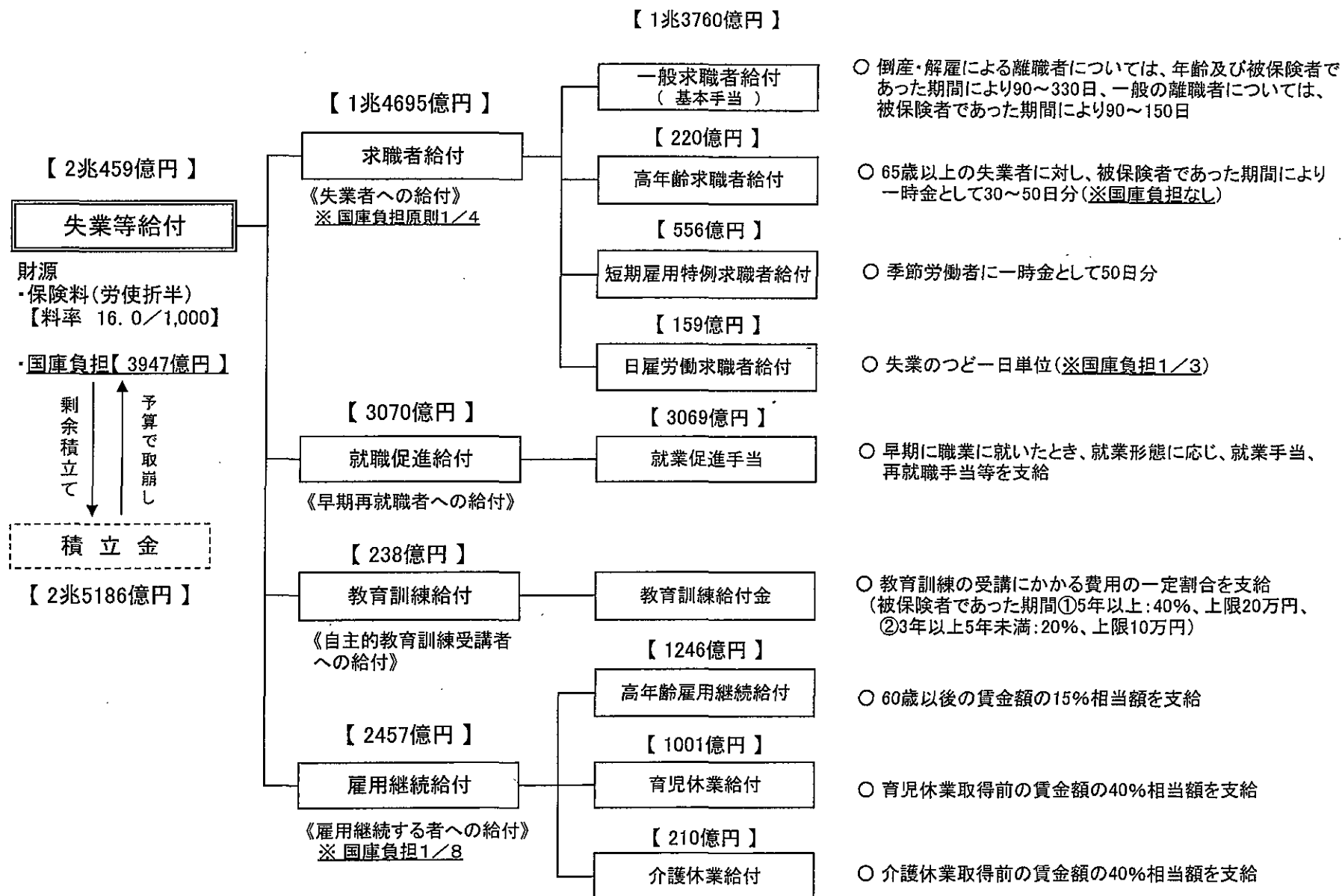


Ⅱ 給付関係資料

目 次

1	基本手当	3
2	高年齢求職者給付金	9
3	特例一時金	14
4	日雇労働求職者給付金	21
5	就職促進給付	26
6	教育訓練給付	30
7	高年齢雇用継続給付	35
8	育児休業給付	41
9	介護休業給付	46
10	改正経緯	51

失業等給付の体系(平成18年度予算)



給付の変遷

失業保険法時代

給付＝求職者給付（一般及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図る。

雇用保険法（昭和49年制定、昭和50年4月1日施行）

給付＝求職者給付（一般、短期雇用特例及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

昭和59年改正、同年8月1日施行

給付＝高年齢求職者給付及び就職促進給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成6年改正、平成7年4月1日施行

給付＝高年齢雇用継続給付及び育児休業給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成10年改正、介護休業給付は平成11年4月1日施行、教育訓練給付は平成10年12月1日施行

給付＝介護休業給付及び教育訓練給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

1 基本手当

基 本 手 当 の 概 要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,560円	7,780円
60歳以上65歳未満	15,070円	6,781円

ロ 基本手当の給付率 (60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～11,830円	80～50%	3,264円～5,915円
11,830円～15,560円	50%	5,915円～7,780円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～10,600円	80～45%	3,264円～4,770円
10,600円～15,070円	45%	4,770円～6,781円

ハ 給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 自己都合離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日		90 日	120 日	150 日

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

○ 基本手当に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 雇用保険制度は、a 労働者の失業中の生活の安定と産業に必要な労働力の維持保全を図るとともに、b 失業者の早期再就職を促進するという目的を有している。
このため、雇用保険制度の中核をなす給付である基本手当の給付水準については、このような二つの目的を両立させるようなものとするのが適当ではないか。この場合、雇用保険制度が、国民の最低生活を保障する生活保護制度とは、その趣旨、目的を異にしていることにも十分な留意が必要ではないか。
- ② ① a の目的を達成するためには、失業中であっても、失業前の生活水準をできるだけ維持できるような給付水準を確保し、落ち着いて求職活動を行えるようにしていく必要があることから、離職前の賃金水準の一定割合を給付する定率制の仕組みを基本とすることが適当ではないか。
- ③ ① b の目的を達成するためには、給付が高水準である場合、労働市場における再就職時の賃金水準との逆転現象を引き起こし、失業期間を長期化するという弊害を生じさせることから、定率制の考え方のみで給付の設計を行うことは適当ではないのではないか。
- ④ 保険料負担に応じた給付という観点からは、現行制度のような「低厚高薄」方式をとることに問題はないのではないか。また、基本手当日額を決定する上で再就職時賃金の動向を考慮することは、再就職時賃金が低下している現状においては「低賃金雇用」に誘導するものである」との考え方についてどう考えるか。一方、再就職時賃金は労働市場における労働力需給によって決まるものであり、問題視するとしても経済政策や雇用創出対策により対応すべきとの考え方についてどう考えるか。
- ⑤ 仮に給付を定額制とすると、基本的に賃金収入に比例している保険料負担と給付水準の関連性が全くなり、保険料負担者の合意が得にくくなるのではないか。また、仮に、極端に低額の定額給付が設定されれば、求職活動に要する諸経費の援助に欠け、基本手当の役割が果たせないおそれが生ずるのではないか。逆に、そのような低水準ではない定額制を採った場合は、離職前賃金が低い者については給付が相対的に高水準となり、再就職時賃金との逆転現象を生ずる可能性が高くなって、早期再就職には大きなマイナスとなり、離職前賃金が高い者については給付が不十分で、失業中の生活の安定と労働力の維持保全が図られにくくなるのではないか。
- ⑥ 欧米先進諸国において定額制を採用しているのは、国民保険制度として他の社会保険制度と一体的な制度運営がなされ、失業扶助制度と連続して給付が行われている英国のみであり、他国はすべて定率制を基本としていることに留意が必要ではないか。
- ⑦ 基本手当日額については、現在のような定率性と定額制の中間的な制度（現在は、離職前賃金の原則 50 ～ 80 %。給付率は離職前賃金額が高くなるにつれて逡減。）と

し、高額とはならない適切な上限額を設定し、上記①に掲げた二つの目的を達成することができるようにするとともに、一定の所得再分配機能を発揮させることとしていくことが適当ではないか。

- ⑧ 我が国の労働市場の実情を踏まえ、就職困難度に着目し、離職理由、年齢階層及び被保険者であった期間に応じて所定給付日数の長短を定める現行の仕組みを維持すべきか。

特に、給付日数の長短を被保険者であった期間に応じて決めることは、雇用保険を貯蓄のように取り扱うものであり、適当ではないとの考え方についてどう考えるか(例：独・仏は年齢階層及び被保険者であった期間、英は年齢階層を考慮)。

- ⑨ 労働力の維持保全と再就職の促進という2つの要請を両立させるための工夫として、支給期間が一定期間を超えた場合に給付率を逡減させていくという考え方についてどう考えるか(例：2001年改正前の仏)。

- ⑩ 基本手当の支給の前提となる失業の認定については、「労働の意思」を適正に確認するとともに、早期再就職を実現するため、職業紹介と一体的に実施する制度運営を行うことが必要ではないか。また、失業認定の具体的方法について、受給者の早期再就職を一層促進し、認定を適正に行う観点から、見直す点はあるか。

- ⑪ 自発的離職者に対する給付についてどう考えるか。そもそも、自発・非自発を峻別することが困難ではないか。

自発的離職者は離職前に予め再就職の準備をすることが可能であるため相対的に短期間の給付で足りるとしても、労働移動の円滑化等のため、一定の給付を行うべきではないか。また、保険料負担との関係をどのように整理するか(例：米は事業主負担保険料のみを財源とし、非自発的離職の場合のみ給付)。

- ⑫ 給付制限について、受給者の早期再就職を一層促進する観点から、見直す点はないか。例えば、公共職業安定所からの紹介を拒否した場合の給付制限について、1箇月を2箇月としたり、定められた回数拒否した場合には支給自体を停止する等厳格化すべきではないか。

- ⑬ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。また、内職減額の仕組み自体も就業促進型に改めるべきではないか。

- ⑭ 長期失業者の対策について、どう考えるか。英独仏のような手厚い失業扶助制度を設けることは、難しいのではないか。

- ⑮ 失業等給付の非課税の在り方について、どう考えるか。

一般求職者給付の支給状況（基本手当基本分）

（単位：人、千円）

	① 初回受給者数			② 受給者実人員			③ 支給金額		
		男	女		男	女		男	女
12年度	2,099,963	969,423	1,130,540	1,029,410	522,044	507,366	1,892,908,616	1,156,427,745	736,480,871
13年度	2,375,228	1,133,440	1,241,788	1,106,457	555,251	551,207	2,013,622,077	1,213,785,058	799,837,019
14年度	2,312,366	1,136,096	1,176,270	1,048,391	553,994	494,398	1,938,180,010	1,231,414,512	706,765,498
15年度	1,990,245	927,321	1,062,924	839,487	425,338	414,149	1,448,076,575	873,415,023	574,661,552
16年度	1,790,799	787,813	1,002,986	682,046	321,770	360,276	1,049,981,999	579,300,224	470,681,775
17年度	1,704,781	718,140	986,641	627,837	280,999	346,838	937,658,984	491,294,329	446,364,654
平成17年3月	131,986	59,075	72,911	607,477	287,751	319,726	83,992,291	46,297,833	37,694,458
4月	162,333	72,568	89,765	600,347	283,292	317,055	71,913,137	39,527,888	32,385,249
5月	191,784	78,700	113,084	619,510	283,469	336,041	75,223,328	40,694,264	34,529,064
6月	151,213	63,879	87,334	679,962	306,878	373,084	89,843,738	47,565,442	42,278,295
7月	139,646	57,523	82,123	680,525	301,048	379,477	80,640,437	41,759,623	38,880,815
8月	168,636	68,352	100,284	721,409	315,496	405,913	94,161,090	48,531,522	45,629,568
9月	130,265	53,706	76,559	668,762	295,563	373,199	83,887,902	43,113,098	40,774,803
10月	126,639	53,278	73,361	637,740	279,185	358,555	77,138,079	39,284,554	37,853,525
11月	143,297	60,331	82,966	615,573	270,491	345,082	78,691,754	40,559,521	38,132,233
12月	118,131	47,772	70,359	590,100	260,344	329,756	70,111,184	36,301,541	33,809,643
平成18年1月	119,498	51,543	67,955	585,839	261,296	324,543	76,439,310	39,967,918	36,471,392
2月	131,748	56,979	74,769	570,306	257,153	313,153	65,741,120	34,665,464	31,075,656
3月	121,591	53,509	68,082	563,972	257,775	306,197	73,867,905	39,323,494	34,544,411

（注）年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は業務統計による暫定値である。

2 高年齡求職者給付金

高年齢求職者給付金の概要

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

○ **高年齢求職者給付金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）**

- ① 65 歳以降には年金制度が存在することや 65 歳以降の求職活動の実情、在職老齢年金との関係、社会保障給付への課税問題等を総合的に勘案し、制度の在り方を検討すべきではないか。
- ② 保険料免除制度との関係で、65 歳を境にした世代間の恒常的な所得移転となってしまうが、もともと雇用保険制度は「在職者」から「予期せざる事故としての失業に遭遇した求職者」に対する所得移転を目的とする制度と考えれば、このような固定的な世代間所得移転は、被保険者間の公平感を損なうのではないか。

○ **高年齢求職者給付金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 本年度から給付日数が半減されたばかりであり、直ちに見直すことは適當ではないが、将来的には廃止も含め見直しを行う必要がある。（平成１１年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しにとどまらず、将来的には廃止も含め見直しを検討していく必要がある。（平成１４年雇用保険部会報告書）

高年齢求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	127,480	93,029	34,451	45,078,710	34,902,041	10,176,668
13年度	131,857	96,607	35,250	46,113,829	35,836,514	10,277,315
14年度	134,714	98,714	36,540	46,534,126	36,131,039	10,403,087
15年度	123,839	88,748	35,091	33,612,316	25,765,801	7,846,516
16年度	110,024	77,349	32,675	24,249,472	18,177,735	6,071,737
17年度	108,194	75,211	32,983	23,630,192	17,572,342	6,057,853
平成17年3月	6,728	4,327	2,401	1,429,807	999,265	430,542
4月	21,073	15,950	5,123	4,772,264	3,776,022	996,242
5月	16,594	11,837	4,757	3,649,531	2,747,628	901,903
6月	8,698	5,959	2,739	1,897,303	1,403,438	493,865
7月	7,894	5,523	2,371	1,751,132	1,318,787	432,345
8月	6,762	4,574	2,188	1,469,934	1,072,072	397,862
9月	6,625	4,401	2,224	1,425,019	1,024,806	400,214
10月	7,299	5,016	2,283	1,567,343	1,154,331	413,012
11月	6,272	4,126	2,146	1,323,875	946,472	377,403
12月	5,015	3,331	1,684	1,058,658	761,946	296,712
平成18年1月	7,253	4,992	2,261	1,581,996	1,167,604	414,392
2月	7,719	4,968	2,751	1,651,372	1,158,335	493,037
3月	6,990	4,534	2,456	1,481,765	1,040,900	440,866

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

3 特例一時金

特 例 一 時 金 の 概 要

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の５０日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第３条の規定により、実質的には４月と２２日で足りる。

○ 特例一時金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 頻繁に失業状態に陥るような被保険者に対する給付であるにもかかわらず、受給資格要件は一般求職者給付よりも緩く、結果として財政的には一般被保険者側から恒常的に持出しとなっている。
特例一時金については、雇用保険給付として対処することに疑義のある循環的給付であり、廃止するという選択肢も含め、検討すべきではないか。
- ② 特例一時金の失業認定の方法（認定日に失業していれば、50 日分の給付を支給）について、どのように考えるか。
- ③ 積雪寒冷地においては、特例一時金の存在を織り込んで同じ労働者を循環的に雇用している実態にあり、いわば非積雪寒冷地の負担により積雪寒冷地における休業補償を恒常的に賄う関係となっている。これは例えば経済情勢の影響によりたまたま一定の地域圏の雇用失業情勢が厳しく、求職者給付が多く出るというような問題とは異質であり、地域間の公平性を著しく欠いているのではないか。
- ④ 季節労働者問題は積雪寒冷地特有の問題であり、地方自治体の施策の対象とすべきものではないか。また、地域雇用対策との関連も考慮すべきではないか。

○ 特例一時金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）

- ① 失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、本来的には一般対策で措置することが適当なものであることから、将来的にはその在り方を検討する必要がある。（平成11年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しの対象としていないが、本給付は失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、他の雇用対策等で措置することが適当なものであることから、今後その在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

短期雇用特例求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	329,094	239,081	90,013	93,252,255	74,748,530	18,503,725
13年度	319,257	235,464	83,793	89,506,269	72,334,793	17,171,476
14年度	293,101	216,873	76,228	80,842,069	65,412,481	15,429,587
15年度	275,957	205,736	70,221	70,786,042	57,181,398	13,604,644
16年度	253,910	189,318	64,592	63,416,426	51,094,362	12,322,065
17年度	235,339	176,783	58,556	58,283,923	47,184,805	11,099,121
平成17年3月	16,657	14,227	2,430	4,235,913	3,790,765	445,148
4月	20,000	18,279	1,721	5,239,634	4,904,491	335,142
5月	15,411	12,814	2,597	4,010,947	3,545,622	465,325
6月	8,914	6,189	2,725	2,184,833	1,721,086	463,747
7月	5,621	2,457	3,164	1,147,429	633,771	513,658
8月	6,035	2,908	3,127	1,296,427	800,726	495,702
9月	2,736	1,726	1,010	653,623	485,578	168,044
10月	1,686	1,142	544	396,165	304,531	91,634
11月	5,293	2,657	2,636	1,194,463	668,127	526,336
12月	25,148	11,026	14,122	5,629,070	2,786,082	2,842,988
平成18年1月	90,549	74,130	16,419	23,117,067	19,924,812	3,192,255
2月	37,467	29,145	8,322	9,252,707	7,644,982	1,607,725
3月	16,479	14,310	2,169	4,161,558	3,764,993	396,565

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
 2. 支給金額は業務統計による暫定値である。